

# 高齢者福祉サービスを拡充しました！

今年度から、高齢者福祉サービスの内容を一部改正しました。

この改正は、高齢化の進展とともに要介護高齢者が増えている現状をふまえた第2期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づくものです。

市では今後も、利用者自らが利用するサービスを選択できる仕組みをつくり、さらに安定したサービスの提供を継続できるように努めていきます。

## 高齢者日常生活用具一欄

区分	種 目	要 件	性 能
給 付	ふとん乾燥機	おおむね65歳以上で、身体機能の低下などにより寝具類を干すことが困難な方	屋内で温風などにより寝具類を乾燥できる
	火災警報機	おおむね65歳以上で、心身機能の低下に伴い防火などの配慮が必要なひとり暮らしの方	屋内の火災を煙または熱により感知し、音や光を発して屋外にも警報ブザーで知らせる
	自動消火器		室内温度の異常上昇や炎の接触で、自動的に消火液を噴出し、初期消火に役立つ
電磁調理器	電磁による調理器で、火災などの心配を軽減させる		
貸与	高齢者用電話	おおむね65歳以上で、低所得のひとり暮らしの方	加入電話

### 徘徊高齢者

#### 位置情報サービス

痴呆症などにより徘徊癖のある高齢者を、早期発見・保護することで介護者の負担を軽くするためのサービスです。市が指定する事業者の位置情報サービスを利用する際に、その費用の一部を助成します。助成対象加入金などの初期費用・月額料、位置探索にかかる費用は利用者の負担（生活保護世帯は免除） 限度額1万円

#### 訪問理容サービス

寝たきりなどで理容店に行くことが困難な方のために、市に登録している理容師の訪問理容サービスを利用した際に、その費用の一部を助成します。今年度から、女性の二一

## 男女共同参画社会の実現を目指して

ご活用ください

「一人ひとりがいきいきと」

### 男女共同参画とは？

漢字ばかりで難しそう、そんな声が聞かれます。

誰もが対等に「人」としてお互いを認め合うこと  
お互いの行動を支え合い、責任を分かち合うこと  
一人ひとりがいきいきと能力や個性を十分に発揮できること

などを言います。

### なぜ男女共同参画社会を作るの？

幸せの条件は人それぞれですが、人に押し付けられずに自分らしく生きることが一番です。

しかし、「女だから」「男だから」という理由だけで、仕事や役割がたよっているとしたら、自分らしく生きることには窮屈な思いをしたり、自分らしく生きづらくなってしまうのではないのでしょうか。また、誰かに窮屈な思いをさせてしまうのではないのでしょうか。

職場や家庭、地域などあらゆる場で、男女が共に参画していくことが大切です。



## 市長の職務代理者を設置しました

市長の病気療養に伴い、平成15年5月13日から当分の間、地方自治法第152条第1項の規定により、市長の職務は、助役・北田清が代理いたします。問合せ総務課へ内線3531

## サンパーク奥富で

### IT講習会を開催します

対象市内在住・在勤の20歳以上の方（ワード、エクセルコースは文字入力とマウス操作ができる方）  
定員各回8名（多数は抽選）

#### ●初心者コース

文字入力、インターネットの利用方法、メールの送受信など。

講習名	日程	受付日	テキスト代
1	6月18・19・21・22日	6月7日(土)	700円
2	6月25・26・28・29日		

いずれも水・木・土・日曜日の9時～12時（全4回）

#### ●初級ワードコース

文字の装飾、文書作成など。

講習名	日程	受付日	テキスト代
3	7月2・3・5・6日	6月21日(土)	1千500円
4	7月9・10・12・13日		
5	7月23・24・26・27日		

いずれも水・木・土・日曜日の9時～12時（全4回）

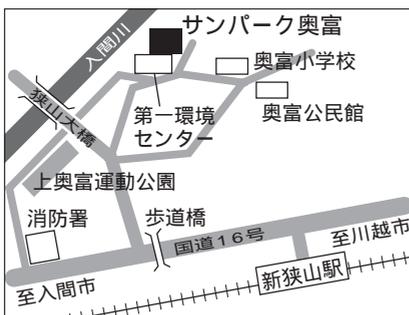
#### ●初級エクセルコース

表計算、グラフの作成など。

講習名	日程	受付日	テキスト代
6	8月6・7・9・10日	7月26日(土)	1千500円
7	8月20・21・23・24日		
8	8月27・28・30・31日		

いずれも水・木・土・日曜日の9時～12時（全4回）

申込み受付日の9時～9時15分にサンパーク奥富（1人1名分のみ、電話は不可）へ☎969 3809



サンパーク奥富▶

ズに配慮するために、美容師による訪問サービスも対象とする予定です。  
助成対象理容・美容師が訪問に要する経費 限度額2千円  
利用限度年6回

#### 高齢者日常生活用具

##### の給付など

安定した日常生活が送れるよう、日常生活用具を給付しています。これまで給付対象であったシルパーカーを廃止し、ふとん乾燥機を給付品目

に追加しました。  
費用生計中心者の所得税額にに応じて0円～全額負担

#### 高齢者用の

##### 紙おむつを給付

在宅の要援護高齢者を対象に、排泄介助に必要な紙おむつの一部を給付します。状態に合わせて利用できるよう、おむつの種類を増やします。対象要介護が必要支援の認定を受けていて、排泄介助が必要な方（身体障害者手帳をお持ち

ちの方は別基準）給付限度額月額7千円（これまでの所得税による階層区分は廃止し、一律とします。なお、現行利用者には、援助措置として今年度に限り1万円を限度額とします）費用給付額の1割を費用負担（生活保護世帯は免除）適用平成15年7月1日  
■申込み・問合せ高齢者福祉課内線1573かお近くの在宅介護支援センター、ケアマネジャーへ

#### ●例えば、どういったことを考えたらいいの？

家庭で…子育て、介護は誰がしていますか？  
学校で…役割分担や進路についてはどうでしょうか？  
職場で…職種や、働き続けることに男女差はありませんか？  
地域で…活動の主体は誰でしょうか？「代表」は誰ですか？

このように、日常で見受けられる身近なできごとをいくつか取り上げて、「一人ひとりがいきいき」という冊子を作成しました。この冊子が、皆さんの個性や能力を伸ばやかに発揮するための第一歩となれば幸いです。

頒布場所行政資料室、公民館、出張所、図書館

問合せ市民活動支援課へ内線2514